



《会計・税務の知識》

お寺と税金

休日などに神社仏閣へ少し足を延ばしてのんびり散策し心を休めるのもいい気分転換になるものです。私などは案外縁起をかつぐところがあるものですから、賽銭箱には5円玉を投げ入れることを常としています。

さて、今回はそんな癒しの場でもあるお寺と、癒しとは無関係な税金がテーマです。

1. お寺と法人税

(1) 法人税法上の取扱い

お寺は通常宗教法人法により設立された「宗教法人」である場合が多いです。宗教法人の場合、法人税法上お寺は「公益法人等」に分類されます(法第26、別表第2)。

公益法人等が行う公益事業(公益目的の事業で営利を目的としないもの)には課税されません。収益事業(公益事業以外の事業)を行った場合には、同事業について課税されますが、この場合も通常の普通法人が税率30%であるのに対し、22%の軽減税率が適用されます(法第66③)。

公益事業だけを行っていても、収入金額が一定以上の場合には、税務署には報告義務があります。

(2) 公益事業と収益事業

軽減税率が適用されるとはいえ、お寺が行う事業が公益事業と収益事業のいずれに該当するかにより、一方は非課税、一方は課税となり影響は無視できません。一般的なお寺の事業は次の通り区分されます。

内容	課税対象	非課税
お賽銭の受け入れ		○
お札やお守の販売		○
線香やろうそくを一般業者と同様の価格で販売	○	
墳墓地の貸付		○
仏前結婚の挙式のための衣装の貸付	○	
墓を求める人への墓石業者へのあつ旋	○	
事業として行う駐車場の提供	○	

2. お寺と不動産取得税など

(1) 不動産取得税・固定資産税・登録免許税

宗教法人が所有する境内建物や境内地(以下、「境内建物等」)について不動産取得税、固定資産税及び

登録免許税(以下、「不動産取得税等」)は課されません(地法73の4①二、348②三、登録免許税法4②別表第三12)。

境内建物等とは、宗教法人が専らその本来の用に供する固有の建物や土地を指します。

(2) 境内建物等になるためには

境内建物等に該当するか否かで不動産取得税等の有無が左右されるため、その判断は慎重に行う必要があります。

前述の通り、境内建物等は宗教法人が「専ら」その本来の用に供している(宗教活動のために使用している)必要があります。

ここでいう「専ら」は相当厳格に捉える必要があります。檀家用駐車スペースや僧侶の通路として使用していた土地は境内地に該当しないと示した判例もあります。

3. お寺と所得税

お寺からお坊さんに対しては、さながらサラリーマンのように、給料が支払われています。ここで注意すべきは源泉徴収です。お寺であっても前述のように給与を支払った場合には、一定額の所得税を源泉徴収し国に納付する必要があります。

また、顧問税理士などに報酬を支払った場合も同様に源泉徴収が必要です。

4. お寺と消費税

宗教法人も普通法人と同様、課税売上が1,000万円を超える場合には消費税の納税義務者となります。法人税とは異なり、公益事業により生じた売上についても課税対象になりますので注意が必要です。

5. 終わりに

「坊主丸儲け」という言葉もありますが、税金が優遇されるのは宗教法人です。お坊さん本人への税金優遇はなく、場合によっては「お寺丸儲け」の方がふさわしいケースもあるでしょう。お坊さんは、突然起こる葬祭には常に急に呼び出され、火葬場が休みになる「友引」以外には安定した休日を得られない上に、年末年始やお盆など一般の人が休んでいるシーズンが忙しい、というように中々大変なようです。

(担当: yamane)